

平成20年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成20年9月26日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第68号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第70号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第71号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第78号 平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第79号 平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第80号 平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第63号 瑞穂市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第73号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第74号 平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第75号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第76号 平成19年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第82号 平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第83号 平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第84号 平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第72号 平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第81号 平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第57号 瑞穂市附属機関設置条例の制定について
- 日程第19 議案第58号 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第59号 瑞穂市ふるさと応援寄附条例の制定について
- 日程第21 議案第60号 瑞穂市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第61号 瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第62号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第64号 公益法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条

例について

- 日程第25 議案第65号 瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
日程第26 議案第66号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第27 議案第69号 平成19年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第28 議案第77号 平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
日程第29 総務常任委員会の閉会中の継続審査の件
日程第30 発議第7号 学校耐震化に関する意見書について
日程第31 発議第8号 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書について
日程第32 発議第9号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書について
日程第33 発議第10号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について
日程第34 発議第11号 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書について
日程第35 土地財産調査特別委員会の中間報告の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第35までの各事件

追加日程第1 発議第10号について訂正の件

本日の会議に出席した議員

1番	清水 治	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐 子	4番	西岡 一 成
5番	庄田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏 明	8番	広瀬 武 雄
9番	山田 隆 義	10番	広瀬 捨 男
11番	松野 藤四郎	12番	土田 裕
13番	小寺 徹	14番	若井 千 尋
15番	小川 勝 範	16番	堀 武
17番	星川 睦 枝	18番	藤橋 礼 治
19番	若園 五 朗	20番	広瀬 時 男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 長	松 井 勝 一
福 祉 部 長	石 川 秀 夫	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	福 野 正
都 市 整 備 部 長	松 尾 治 幸	調 整 監	水 野 幸 雄
環 境 水 道 部 長	河 合 信	会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎
教 育 次 長	林 鉄 雄		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	鷲 見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
書 記	棚 瀬 敦 夫		

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

報告につきましては、鷲見事務局長から報告させます。

議会事務局長（鷲見秀意君） お手元に配付しましたとおり、9月19日、総務常任委員長から、議案第67号について閉会中の継続審査の申し出がありました。

また、5件の議案を受理しましたので報告します。1件目は、9月19日、若井千尋議員から、発議第7号学校耐震化に関する意見書について、2件目は、9月19日、若井千尋議員から、発議第8号雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書について、3件目は、9月25日、若園五朗議員から、発議第9号道路財源の「一般財源化」に関する意見書について、4件目は、9月25日、小寺徹議員から、発議第10号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、5件目は、9月25日、広瀬武雄議員から、発議第11号後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書についてです。これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第68号から日程第 7 議案第80号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第 2、議案第68号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第 7、議案第80号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題といたします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長報告を求めます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号11番 松野でございます。

ただいまから、厚生常任委員会に付託されておりました案件について報告いたします。

ただいま一括議題となりました6議案について、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告をします。

厚生常任委員会は、9月12日午前9時半から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説

明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第68号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この条例は、ふるさと納税制度など寄附金税制の充実や住民税の公的年金の特別徴収制度の導入など、平成20年12月1日以降に施行される部分について改正を行うもので、1点目として、寄附金税制の抜本的な拡充を図るものであり、平成20年1月1日以降の寄附金について平成21年度の住民税から適用し、控除対象寄附金の拡充等、また地方公共団体に対する寄附金税制の見直しを行うものである。2点目として、証券税制について、上場株式等の譲渡益・配当所得の軽減税率の廃止及び損益通算の範囲の拡大を図るものであります。3点目として、住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入を図るものであります。このほか、公益法人等に係る課税の特例及び肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限延長等を図るものであるとの補足説明がありました。

続いて質疑では、年金からの特別徴収について、介護保険料、国民健康保険税、または後期高齢者医療保険料との関係はどうなっているかの問いに対して、介護保険料を最優先で徴収し、次に国民健康保険税、または後期高齢者医療保険料を徴収する。残った年金額が住民税額以上の金額であれば、住民税を差し引くとの答弁でした。

この後、討論に移り、お年寄りにとって貴重な年金から有無を言わず税金を差し引いてしまうこの制度には問題があるとの反対討論がありました。

なお、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第70号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、医療費の動向において、1人当たり医療費保険者負担額は26万9,285円であり、毎年増加傾向にあるなどの概略説明があった後、款・項・目別に補足説明がありました。

続いて質疑では、収納率について、7.1%ほどが未収になっているが、支払うことができるのに支払わない人の人数はつかんでいるかとの問いに対し、それはつかんではないが、一人でも多くの人に接触し、分納誓約を書かせ、それに基づいて個々に対応しているとの答弁でした。

基金の推移についてはどのようになっているかとの問いには、17年度末6億91万6,000円、18年度末7億1,524万6,000円、19年度末7億4,111万9,000円となっているとの答弁でした。

税率改正を行ったが、行ったことによる税収はどのような状況になっているかとの問いには、平成20年度から改正を行ったので、まだ結果は出ていないとの答弁でした。

不納欠損処分額が平成19年度は非常に多いが、不納欠損成立年数は何年かとの問いには、基本的には地方税法に基づき5年であるとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第71号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当事業制度は平成19年度をもって廃止され、平成20年度からは後期高齢者医療制度に切りかわったが、事業残等があるため、当特別会計は平成22年度まで継続されるとの概略説明があった後、各款・項・目別に補足説明がありました。

続いて質疑では、実際に制度が動き出した平成20年4月以降と、制度が切りかわる説明を始めた平成19年12月ごろと比較して市民の反応はどうかとの問いに、4月以前は説明してただ聞いておられるだけであったが、4月以降は鋭い質問がどんどん出るようになり、真剣に聞かれるようになったとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第78号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、前年度からの繰越金を中心に1億1,980万3,000円の補正を行うものであるとの補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第79号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、62万7,000円の補正を行うもので、質疑では、すこやか健診の受診者数は現時点で何人ぐらいかとの問いに、4月・5月分の対象者が1,300人ほどで、うち、受診したいと申し出られた方が300人ほどである。しかし、実際に受診された方は、今のところ220人ほどであるとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

最後の議案第80号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）については、一般会計からの繰入金を中心に7,740万1,000円の補正を行うものであるとの補足説明を受けた後、質疑・討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年9月26日、厚生常任委員会委員長 松野藤四郎。

議長（小川勝範君） これより、議案第68号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番、日本共産党の小寺徹でございます。

ただいま議案になっております第68号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

今回改正案で提案された中身の中で、第47条で、個人住民税を公的年金からの特別徴収制度を導入する、そういう制度が新たに改正案として出されております。対象は、年金を年18万以上もらって見える方が対象となるということでございます。さらに65歳以上の方でございます。これが成立しますと、65歳以上から74歳までの方は年金から介護保険、この10月からは国民健康保険、さらに今度住民税が徴収されるということで、年金がなくなってしまう、生活に大きな支障を来すのではないかとということ懸念いたします。さらに75歳以上の方については、年金から介護保険、後期高齢者医療保険、さらに今回の住民税ということになるわけでありまして、年金も十分上がらない、さらに年々下がってしまうというような今の状況の中で、このように年金から有無を言わず天引きするという制度については、私は反対でございます。

以上、反対の討論といたします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 9番 山田でございます。

この68号議案は、厚生常任委員会へ付託をされております。ただいま反対討論の中である御説明がありました。それについて、だれかが委員会の中で賛成討論をされるものと思っておりましたけれども、委員会でも賛成討論をせずに賛成多数で可決したと。これも不思議な現象だなあと思っておるわけですが、だれも言われぬ以上、最終的な本会議場で、僕は賛成討論として賛成の意見を申し上げたいと思います。

といいますのは、皆さん御存じのように、税金は自分の身分の能力に応じて公平に課税をされております。かつまた、年金においても、将来の安定した生活を送るために年金制度ができておるわけでございます。そういう過程の中で、年金は厚生年金であろうが国民年金であろうが、遵守して、それになった人はもらえるわけでありまして、かつまた税金も、その能力、かつまたその法に従って納付していただかなきゃならぬと。今、反対討論の中で、年金は年金でもらうだけもらって、払うべきものは払うと。私は、もらうものから差し引いてしまうということは、それはいかんじゃないかという道理もわからんわけじゃないんですよ。しかし、側面、そうであれば、もらってしまったらもう払わんと、滞納者がふえる可能性がありますね、義務を果たさないと。やはり義務はきちっと果たすべきであります。能力がなければ払えんじゃないかということで払わんのだろうと思うんですが、私はこの中で、18万円以下の人は適用しないんですから、18万円以上は、最低の生活は15万円ぐらいでできるでしょう、15万あれば絶対

できますよ。だから、年金から控除しない人は、最低の生活費は認めて、それ以上の方は年金から差し引くということなんですから、当然その人も年金を全部払ってしまったら、友達が払っておらへんで、払っておらなみんな消えちゃうからというようなことでは困るんですよ。いわゆる税の公平化、徴収の簡素化、そういう側面から私は当然だと思うんです。こういうことを言うと、年配者から、おまえひどいやつだなあとみんなにしゃべられたら、山田がこれを賛成しやがったんだといって悪口で言われるかもわからん。あえて意見を述べさせていただきますので、私は保守系無所属、市民派の代表でございますから、中立・公平に判断して適正な議決で参加をしますので、この件につきましては、賛成者の一員として賛成討論をさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立多数です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第70号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の承認についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君）

後刻取り消し発言あり

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 9番 山田です。

黙って賛成すればいいわけではありますが、反対討論をされましたので、やはり議会というものは高度な審査機関でございますので、反対者だけあって、賛成者なしで賛成というわけにもいきません。

今、小寺議員が、監査をしている以上、いろいろな心の揺れの中で、やはりそれはそれとして筋は通すべきだというような御意見で反対意見が出たわけです。私は、監査というものは、党派関係なし、中立・公平で、その行政執行が議会の議決に沿ってなされているかどうか。もちろん事務的監査も含めて、かつまた議会の議決をしたけれども、町村のときは5,000万、市になったら1億5,000万円まで市長の権限があるわけですね。だから、1億5,000万までは議会の議決なしに対応できるわけです。よほどのことがあれば議会も監査権を発動できると思いますが、よほどのことはよほどのことでない限りは見つかりません。だから監査委員を入れておるわけです。監査委員が党派に関係しておりますと、共産党はこれは反対しておるで、賛成は

後刻取り消し発言あり

してあげてもいいけれども、ちょっとあかんと。保守系は、執行部がこういうことをやっているから、保守系の執行部だからこの程度は認めてやればいいじゃないかと、こういう揺れがあるわけですよ。だから、監査委員というものは党派関係なしに、市民に納税義務を平等に要求している以上、その執行の精査を議会はしっかりやらなきゃならん。やるためには、党派関係なし、自分の私的な感覚は絶対抜きにして、市民の納税者に平等・公平な執行がきちっと明朗になされておるかどうかという審査でありますので、だから、それをとらえているならば当然答えが出てくるわけです。だから、この議案については、当然その趣旨に沿って執行をしているというならば、私は、反対意見は監査をやっておられる以上出ないと思っていたんですね。共産党という立場であれば反対されるかもしれんよ。ところが、そういうふうで反対討論をされた以上、私は、市民の中立な代弁者である以上、あえて賛成討論をせざるを得ませんので、よろしくお願いします。賛成討論をさせていただきました山田でございます。よろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私は、前年度の当初予算に反対をいたしております。反対の論拠が小寺議員と全く一緒であるならば別に立たなかったんですけども、78号議案との関連で、ぜひ討論の中で意見を申し述べておきたいという意味を含めて、反対討論に立たせていただいた次第であります。

国保は、率直に言って高いです。ほかの保険と比べて非常に高いです。私自身も本当に国保税を今まで払うのに、一番最初に瑞穂市議会議員の中で、前の穂積町のときもそうですけれども、その議員の中で国保税の滞納の第1号になるんじゃないかと。それで世間に知られたら、恥ずかしいのか名誉なのか、本当にこれは大変な状況だということはずうっと感じてきました。そういう意味で、どうして低所得者に対して、せっかく生まれてきた命を最後まで幸せに生きられるような保障をどうしていくのか、これはもう一番大事なことであるというふうに常々思ってきたわけであります。そして、平成19年度の当初予算を審議する過程では、恐らく国保の基金が6億を超えていたんじゃないかというふうに思います。とすれば、その範囲の中において少しでも国保税を下げる努力を執行部はできないのかということだったわけですけども、それはやらなかったということで反対をしたわけであります。

ところが、今年度に入りまして、堀市長が、数字が間違っておればまた御指摘をいただきたいんですけども、所得割を6%から4.45%、資産割を35%から25%、それから均等割を3万3,000円から2万6,000円、世帯割を3万3,000円から2万1,000円にするということで、具体的に少しでもということを受けて、私の議会活動21年の経験の中でこういうことがやられたのは

初めてなんです。確かに私は基本的にはもっと下げていかなきゃいけないと思う。これだけでとどまるものではないと思っております。けれども、今までずっとやられなかったことを、少しでも住民の健康を守るため、みんなが幸せになるために努力できるところはしていこう、そういう立場で堀市長が具体的に目に見える形で実行されたというふうに思っております。私はそのことを評価したいというふうに思っております。もちろんこれで足るものではありません。もっともっと努力をしていく立場に立っております。ですけれども、78号議案の関連もありますので、そういう立場で賛成していきたいと思っておりますけれども、前年度の決算につきましては、今申し上げましたような意味におきまして反対をしたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 19番 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 19番、新生クラブの若園五朗です。

今議案になっています国保税の決算についてですけれども、全国の今人口1億2,000万おる中で国保の該当者、75歳以上は810万、65歳から74歳が1,100万、65歳以下は3,200万人ということで、トータルしますと5,100万人、人口の半分が国保に加入している全国の実態でございます。それ以外に厚生年金とか共済とかいろいろありますけれども、そういう枠組みの中で瑞穂市も国保の特別会計が行われている中で、今、西岡議員が言われたように、均等割、あるいは所得割・資産割の見直しをして、なぜそれがされたかといいますと、私の意見としましては、瑞穂市の産業就業人口推移を見ますと、第1次産業が平成19年度は789人、第2次産業が8,120人、第3次産業が1万5,667人ということで、ほかの市町と比べた場合、全体の瑞穂市の人口はサラリーマンが多い、そして第3次産業が多いという、いろいろな産業構造が違う中で、今言っている国の枠の中の2分の1の方が国保会計を受給されておると。あくまでもそのお金の出し入れについては、足らん分については一般会計から入れる。あとの負担については、農業者の負担、あるいは自営業者の負担という中の、かかるものはかかるについて最終的にはそのバランスで支出しておると思います。

今回の決算においては、後期高齢者医療の4月からスタートされておる中で、今言っている国保税については、19年度は予算が41億、それに伴いましていろいろございまして、不納欠損も収納未納額が4億383万、それを5年ごとに1年ごとに落とす不納欠損額が1億2,500万ということで、委員長報告の中で、その滞納額、不納欠損はあるけれども、それなりにいろいろと徴収方法を変えたり、分納されたりということ而努力しておることが委員長報告の中にございましたので、今回の国保税の決算報告の内容についていろいろと事務方においても非常に努力してみえるということをお評価しまして、またいろいろと議会で歳入歳出負担割合につい

でも今後議論していくということで、今回の提案された議案については賛成ということで、討論を終わります。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立多数です。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第71号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第78号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第79号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 土田裕君。

12番（土田 裕君） 議席番号12番、日本共産党、土田裕と申します。

原案の79号の後期高齢者医療制度、意見書の関係もございしますが、今の国の情勢を見ますと、舛添厚生労働大臣が原案の見直しをしようと、そのような意見もございします。ましてや民主党の議員団もそのような国会でも審議をされている状態でございます。その中で、今の国政の状況、地方の状況を考えますと、後期高齢者の問題、大変なる締めつけがなされています。その中で後期高齢者の負担割合はますます伸びています。この中で、ことしの概算で、2008年では10%、それで2035年では14.6%、年間7万4,440円が、25年には9万5,976円と、このような大きな負担になっていきます。その上でこの原案のものを全体で考えますと、これは反対しなければというふうに思っています。何とぞ御理解を賜りたいと思います。以上です。よろしくお願ひします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） この議案第79号は、平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正ということですが、御案内のようにこの議案は、国において後期高齢者医療制度が国会で通っております。通っておりますけれども、通っております過程によって地方の方へそれについての補正を組んでおられるわけでありまして、通っておりますけれども、御案内のように新聞紙上にぎわせております、欠陥部分が多くあるわけですね。自民党もこれを賛成して通したわけでありまして、これについては、いいところもあるけれども、非常に悪い部分もあるんだということで論戦をやって、麻生総理大臣ができて、その組閣の重要な一員である舛添厚生労働大臣は、これは見直していかなくちゃいかんと。これは麻生首相も当然だと公然と言っておられますね。だから、一たん法律を通しておる以上、廃案はできないと。廃案はできないけれども、いいところもあるけれども悪い部分があるんだということを認められて、悪い部分をきちっと見直していかないかんということをやられると思うんですね。これは首相がみずから言うておられるんですから、間違いなくやられると思います。このままやらなんだら、来るべき総選挙は惨敗だと、当然ですね。マスコミ等がそれについて指摘されております。かつまた、それと反対に、民主党は廃案だと。法律は通したけれども、全面的にもとから全部廃案にしまして、どうするんかといったら、一からたたき直して法律をつくるんだと。どっちにしても最終着点は、僕はそう変わらんと思うんだ。自民党の方もあかんことはあかんといって認めておる。突っ張ってしまえば僕はあかんよと言いますが、見直すと言っているんだから、総理大臣も見直すと言っているんだから、こちらも廃案しておいてどうするかといったら、また新しく構築して、悪いところは削って、いいところをとってやっていくということでしょう。そう変わらへんのだ、これは。だから、私は、意見書が両方から出ておるんで、これは政党戦略でやっていただいたら困るんですよ。だから、そういう部分が残されておりますので、この議案については、賛成論者として、議長が言われたので手を上げてあえて出たわけでありまして、この議案については、今後の支援の関係もございます。反対のための反対もやりませんし、賛成のための賛成もできませんので、この賛否の議決については棄権をさせていただきますので、ひとつよろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立多数です。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第80号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午後1時37分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議案第70号に対する私の発言について、取り消しを求める発言をしたいと思いますが、よろしく願います。

議長（小川勝範君） 小寺徹君から発言の取り消しの申し出がありましたので、説明を求めます。

13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 13番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第70号の案件で、私は反対討論を行いました。その討論の内容について、監査委員の任務の範囲を逸脱しているんじゃないかという御指摘を受けました。何せ監査委員になって初めての認定の議会でございます。休憩中に監査委員の任務についていろいろ調査し、勉強したところでございます。その中で、監査委員の監査の範囲と行政監査の範囲、これはどこまで及ぶのかということについて記述した内容がございますので、その辺を読み上げ、確認をして、発言を取り消したいと思えます。

監査委員による監査は、地方公共団体の長の政策そのものの適否を批判し、その是正を要請するものでなく、長の政策遂行のための日々の行政執行が、長の政策の実現のために能率的、妥当性を有しているかどうかを監査し、その結果を長に報告し、長によってその是正を図られるものとなっております。

そういう点で、反対討論の中で、議員として、監査委員としての区別を明確にせずに発言し、さらにその発言の内容が、長の政策の内容に及ぶ国保税を値下げすべきだというような逸脱した発言をしたのでありますので、そういう点では、この発言はふさわしくなかったという点で取り消しを求めるところでございます。

さらに、監査委員、議員としての監査認定のときでの今後の議会での発言、活動については、今後もっと勉強して、どうあるべきか研究・調査をして当たりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） ただいま小寺徹君から、本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、議案第70号における反対討論の部分を取り消したいという申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 異議がありますので、ここで採決します。

小寺徹君の発言を取り消す申し出を許可することに賛成の方は起立願います。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） もう一度確認をいたします。

〔「休憩」の声あり〕

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時43分

再開 午後 1 時52分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま小寺徹君から、本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、議案第70号における反対討論の部分を取り消したいと申し出がありました。これを許可するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議がありますので、起立によって採決します。

小寺徹君からの発言の取り消しの申し出を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、小寺徹君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

日程第 8 議案第63号から日程第15 議案第84号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第 8、議案第63号瑞穂市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第84号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラン）事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題といたします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 若園五郎君。

産業建設常任委員長（若園五郎君） 議席番号19 若園五郎、新生クラブです。

ただいま議長の命により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果を報告させていただきます。

ただいま一括議案となりました 8 議案について御説明申し上げます。

産業建設常任委員会は、9月16日午前9時30分から東南庁舎3の2会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第63号瑞穂市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この条例は、上下水道の運営に加え、事業の計画等についても包括的な内容を審議するために条例の改正を行うものであるとの補足説明があった後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第73号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、款・項・目別に補足説明があった後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第74号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、款・項・目別に補足説明があり、続いて質疑では、当処理場は低い位置にあり、出水した場合

の対応は万全かとの問いに、施設は平成9年に完成してから過去11年間水につかったことはない。なお、最悪の場合を想定し、土のう等を備蓄しているとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第75号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定については、款・項・目別に補足説明があり、続いて質疑では、当事業の水洗化率は33.1%と依然低迷している。これを打破するために何か対策を立てているのか。一般会計からの繰入金がいかに多いが、どのように考えているか。接続する際の宅内改造費用が高いというイメージが定着しているが、実際いかにどの費用がかかるのかとの問いに、担当課職員が一丸となって一軒一軒訪問し、PRに努めている。現在、当地区を一回り回り終えたところである。今後は、個々の事情等をまとめ、期限切れとなっている補助金制度等の対策も上下水道事業審議会に諮り、下水道事業の重要性を訴えていきたい。

また、平成19年度繰入金については1億8,300万円ほどであるが、維持管理費の経費回収率が61.7%と低いため、少しでも100%に近づけるように継続的訪問に努める。

接続する際の宅内改造費用については、個々に違うので一概には言えないが、訪問時に指定業者等一覧表を渡し、数社から見積もりをとって検討していただくようお願いしているとの答弁でした。

また、施設の有効利用を図るために、当事業地区の範囲を拡大することはできないかとの問いに、計画エリアごとに生活排水を処理する面整備事業として補助金をいただいていることから、現時点では不適正であり、今行わなければならないことは、接続しておられない六十数%の方の加入促進が第一であるとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第76号平成19年度瑞穂市水道事業会計決算の認定については、決算書に基づき補足説明があり、続いて質疑では、監査意見書を拝見すると健全な運営がなされていると認めるが、なお一層の企業努力を期待するとあり、どの点を指しているのか。また、健全運営であるならば、料金の引き下げを考えられないか。一般会計からの出資金5,000万円の使い道はどのようになっているかとの問いに、努力目標としては、水道料金における収納率の向上を図る、有収率が年々低下しているので歯どめをかける等である。また、水道料金については、当市は水資源に恵まれ、県下でも安価な方であるが、なお今後において考えていきたい。出資金については、建設改良工事及び配水管路網の見直しを含め、石綿管・50ミリ管の布設がえを積極的に行い、有効に活用したいとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第82号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第83号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、19年度決算額の確定に

に伴い、一般会計からの繰入金を減額し、同額を繰越金に増額し、歳入予算の組み替えを行うものであるとの補足説明があった後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第84号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）については、19年度決算額の確定に伴い、歳入の繰越金を増額し、歳出として本管布設工事の増額を計上するものであるとの補足説明がありました後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上、会議規則第39条の規定による産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年9月26日、産業建設常任委員会委員長 若園五朗。

議長（小川勝範君） これより、議案第63号瑞穂市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第73号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第74号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第75号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第76号平成19年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第82号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第83号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第84号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第84号は、委員長報告のとおり決定されました。

日程第16 議案第72号及び日程第17 議案第81号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第16、議案第72号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第17、議案第81号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 星川睦枝君。

文教常任委員長（星川睦枝君） 17番 星川でございます。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教常任委員会は、9月16日午前9時30分から巢南庁舎3の1会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から副市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

議案第72号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査では、給食費負担金の不納欠損処理について、民法での時効を適用し、平成13年度から平成17年度分の不納欠損処理を行ったとの補足説明がありました。

これについては、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

次に、議案第81号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について審査しました。

これについて、食材が値上がりしているが、前年と比べてどうかとの質疑があり、現在、中国からの食材については、食の安全の問題があり、価格は安いは一切使用していない。国産のもので前年度と比較すると、カボチャが1.39倍、ジャガイモやニンジンが1.49倍、めん類が1.08倍、パンが1.06倍と若干値上りしているが、米が0.95倍と値下がりしている。給食は、週5日のうち、めん類が1回、パンが1回、米飯が3回で、値上がりの影響を大きくは受けていない。また献立について、給食費が値上がりしないよう栄養士が考えていると答弁がありました。

また、問題となっている事故米の当市の状況について質疑があり、米は県の給食会を通じて購入しており、第1に瑞穂市内の米を使っている。それがなくなったら旧本巣郡内や県内の米を使っており、それ以外の米が入ることはないとの答弁がありました。

また、野菜の納入業者が1社と聞いているが、業者選定はどうしているのかと質疑があり、野菜の種類によっては1社随意契約のものもある。二、三社で入札していると答弁がありました。

また、今後の業者選定で、地域の特性を生かした地元産の野菜を使用することや、食の安全面からも地元業者を考慮していく考えはとの質疑では、指摘のような業者選定を考慮していきたいとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

なお、付託された議案を審査した後、協議会に切りかえ、平成19年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定における当委員会関係箇所について、執行部から説明を求め、ほづみ幼稚園の耐震化についてを総務常任委員会にて十分審査されるよう、報告事項を議長に対し提出しました。

以上で、会議規則第39条の規定による文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年9月26日、文教常任委員会委員長 星川睦枝。

議長（小川勝範君） これより、議案第72号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第81号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第57号から日程第28 議案第77号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第18、議案第57号瑞穂市附属機関設置条例の制定についてから日程第28、議案第77号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 議席番号18番、新生クラブの藤橋礼治でございます。

ただいま一括議題となりました11議案について、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

総務常任委員会は、9月17日と18日の2日間にわたり、午前9時30分から議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長及び所管の部長、会計管理者、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。なお、議案第69号については、執行部から担当の部長、教育次長、調整監の出席を求めて審査に当たりました。

議案番号順に、要点を絞って報告をします。

初めに、議案第57号瑞穂市附属機関設置条例の制定について審査しました。

これについては、この条例の別表以外に個別条例で附属機関が設置されているが、この区分けの基準について質疑があり、この条例の別表で規定されているものは、計画を策定するに当たり意見を聞くための諮問的な附属機関であり、上位の法令や関係法令が整備されているものや、権利・義務等が整理されているものは個別条例で規定されている。今後は、別表にある附属機関についても、基本理念など、市民に訴えるものについては個別条例で制定していきたいと答弁がありました。

また、委員の選任基準について、市内在住の要件は明確な規定がないが、どう考えているのかとの質疑では、条例では市内在住の要件は問わずに、諮問する内容により審議会で検討していただき、その裁量にゆだねたいと答弁がありました。

二元代表制を踏まえたとき、執行部の附属機関である審議会に市議会議員が入るべきではないのかとの質疑では、議員として高所的な見地から論議に入っていただくために委員選任基準に入れたが、議会から審議会に入らないという姿勢を示してもらえれば対応を考えたい。当市は市民自治がまだ未成熟で、これから築き上げる段階であり、二元代表制についても醸成していきたいと答弁がありました。

この後、討論に移り、1人の委員から、附属機関の委員構成については、今後、二元代表制も踏まえて考えていくべきとの賛成討論がありました。

反対討論がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第58号瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について審査しました。

これについて、育児休業などの代替に任期付職員を採用することだが、これまでの嘱託職員と日々雇用職員はどうなるのかとの質疑がありまして、任期付職員は定員管理の中の定員に含まれることになるため、定員枠内での採用になるが、嘱託職員と日々雇用職員はこれに含まれない。この条例が可決されれば、嘱託職員と日々雇用職員について制度の見直しも考えた

い。定員管理は削減する方向で進めているが、現場は相当な事務量があるため、定員管理のあり方を考えていく必要があると答弁がありました。

採用の選考は、試験をするのかとの質疑では、正規職員の試験と同じ試験機関から問題を購入し、試験を実施すると答弁がありました。

任期付職員で優秀だった者を正規職員に採用することはあるかの質疑では、任期が終われば職員から離れることになるが、正規職員採用の受験は可能であるとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

続いて、議案第59号瑞穂市ふるさと応援寄附条例の制定については、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第60号瑞穂市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例についての審査では、質疑なく、討論に移り、1人の委員から、議案第57号と同じく委員に市議会議員が入っており、委員構成については、今後、二元代表制も踏まえて考えてもらいたいとの賛成討論がありました。反対討論がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

続いて、議案第61号瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第62号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第64号公益法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第65号瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第66号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査では、次のような質疑がありました。

固定資産評価審査委員会委員の報酬の減額理由についての質疑では、専門的な知識は必要だが、委員会の開催回数や従事時間を考慮すると、他の委員と比べて負担が大きいものではなく、他の委員と同じ日額にしたと答弁がありました。

また、監査委員の報酬の増額理由についての質疑では、現行監査制度をより実効性のある制度とするためには、監査機能を高める必要があり、そのためには有識者の額が妥当かどうかを考えると、他市と比べて低いため、引き上げたと答弁がありました。

保育士嘱託員は正規職員に近い労働実態であり、同一労働同一賃金の観点から、月額17万円を改定する考えはとの質疑では、正規職員の保育士と同じ業務内容で遜色ない仕事をしており、待遇面を改善する必要があると思うと答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第69号平成19年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての審査では、文教常任委員会より所管部分の協議における意見の申し出があり、全委員に報告しました。その概要は、

ほづみ幼稚園の耐震化に関して、大規模改修か建てかえのどちらを行うか。私立幼稚園から打診の来ているほづみ幼稚園の民営化とあわせた検討を早急に行われたいとの内容でした。

次に、執行部より本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

F M放送で「もくようみずほ」を放送している効果についての質疑では、市民のうちどれくらいの方が聞いているかは調査をしたことがなく把握できていないが、災害対策用の放送として、市民に周知する目的で番組を毎週放送している。児童や市民などに出演していただき、人から人への口伝えで広めていると答弁がありました。

まちづくり提案箱に提案のあった処理方法についての質疑では、市への提案として、提案箱のほか、封書、電子メール、電話などがあるが、すべて市長に回覧して、担当課に送って対応している。回答の必要なものは個別に回答し、また広報紙にも定期的に掲載しているといった答弁がありました。

自治会長の報償費を支払う根拠を要綱などで明文化する必要があるのではないかとの質疑では、市が自治会長に事務をお願いしている部分のお礼という意味で、予算で定められた金額で報償費として支払っている。謝礼の形をとっているが、明文化については今後検討したいと答弁がありました。

美来の森の施設修繕に1,500万円ほどかかっている。いつも修繕をしている印象があるが、焼却炉は大丈夫なのかとの質疑では、施設ができてから12年たっている。修繕を重ねながら排ガス規制をクリアしている状況で、修繕費がかさむことも考えられる。今後については、廃棄物減量等推進審議会に諮って、施設をどうするか検討していきたいとの答弁でございました。

生活の苦しくなっている方がふえている中、勤労者の生活安定資金融資状況がゼロ件なのはどういうことかとの質疑では、制度を広報紙に一、二回掲載した程度なので周知不足だと思う。さらに広報紙やホームページでPRして、制度の周知を図りたいと答弁がありました。

文化財保護の各種団体補助について、補助を出す基準と別府観音の補助状況についての質疑では、歴史文化の承継という意味から補助を出しているが、基準を定めたものはない。別府観音の観音像は県指定の文化財で、千日参りなどされているが、そうした行事は政教分離として補助の対象になっていないと答弁がありました。

新しく市給食センターが稼動したが、穂積共同調理場と巢南共同調理場の調理設備はどうなったのかとの質疑では、穂積共同調理場の設備は老朽化しているため廃棄処分した。巢南共同調理場の設備はそのままになっているが、これも老朽化しているため、施設整備するに当たって撤去処分する予定との答弁がございました。

公債費の繰り上げ償還についての質疑では、国の基準で償還できる限度までの対象起債は繰り上げ償還したとの答弁がありました。

この後、討論に移り、1人の委員から、当初予算の段階で給食センターや保育所の用地の件

で反対していた。また入札の予定価格を前市長が公表されなかったとの反対討論がありました。賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で認定しました。

次に、議案第77号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について審査をしました。

これについては、道路整備計画審議会の状況について質疑があり、幹線道路の計画的な整備を進めるための審議会で、10月から開催する準備を進めていると答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年9月26日、総務常任委員会委員長 藤橋礼治。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） これより、議案第57号瑞穂市附属機関設置条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、議案第57号に対しては、結論は賛成であります。ただ、内容的には条件つき、そういう立場でございますので、あえてこの賛成討論の中でその理由について明らかにしておきたい、かように思うものでございます。

問題は、附属機関の構成にあります。市議会の議員が入っている、そこが問題だというふうには私は思っております。そもそも二代表制を踏まえれば、審議会と附属機関というものは執行部内部の機関なんです。その点をしっかり踏まえておくことが必要ではないか。つまり、そういう執行部内の機関に議員が入って審議に加わるということは、二代表制の原則を踏み外れることになるということ。そして同時に、事前審査を行う、そういう観点からも問題であるというふうに思っております。そういう意味におきまして、もう少し我々は議会改革の現状というものに対する敏感な感覚を持っていないんじゃないかというふうに思います。そういう意味から、議会改革の全国のリーダー役である三重県議会が、既にどういう取り組みをしているかについてだけ、一つ報告をぜひしておきたいと思うんです。

三重県議会は、県議会の基本条例というものを策定されております。これは皆さんインターネット等で見られた方は御存じかと思えますけれども、ちょっと長くなりますけれども、読ん

でおきたいと思うんです。「住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二代表制のもと、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等の立場の違いを踏まえて自立し、知事その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において政策決定、並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために平成15年10月には本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯に努力を重ねてきた。ここに本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する」ということで、二代表制の一翼を担う議会の責任及び決意というものをまことに格調高くうたっておるんですね。

私はこの文言を読んで非常に感銘を受けておるわけでありませうけれども、じゃあそういう二代表制という原則を踏まえてどういうふうにするかということ、第12条と13条に附属機関の設置と調査機関の設置というのが書いてあるんですね。つまり、執行部は執行部の調査機関、それに対して二代表制の一翼である議会も議会独自の附属機関を設置しようじゃないかということで、第12条で、議会は議会活動に関し、審査、諮問または調査のために必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより附属機関を設置することができる。それから第13条、議会は、県政の課題に関する調査のため、必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる」と明確に規定しているんですね。この二代表制という原理を基本的に踏まえて、議会独自の附属機関、調査機関を設置している。そして、そこで出てきたものを執行機関から出したものと突き合わせることによって、本当に住民にとって一番いいものを議会の議論の中で決定していく。こういう機能をどう作用化させるかということに対するその問題意識というものは、私は三重県議会が全国で一番だと思っております。かつて瑞穂市議会でも、三重県議会に議会改革の研修に一度だけ行ったことがあります。そこで大森という先生のお話を聞きながら、三重県議会の議会改革の歴史を学ばせていただいたわけでありませう。今のこういう動きは、もう既に皆さんにお配りされている議員必携の中でも明らかにされております。そして三重県議会は、そういうふうな方向を踏まえて一歩前で具体化をされておるんですね。

ですからぜひ、まだ執行部の中の問題意識についても、率直に申し上げて20年から30年前の問題意識ですね。もう既にそのときから動いておるんです。だから、そういう意味で、我々市議会においても議会改革の特別委員会等をつくって、直ちに具体的に議論をしなければならな

い課題が実はいっぱいあるんですね。それをやっつけていかに、今の状態のままの形でするずるずるずる、あつという間にこれから5年、10年が過ぎてしまいます。ですから、その時代の要請にこたえるためには、特別委員会等をつくって、目的意識を持って主体的に取り組んでいかないと、気がついたらまた10年、20年おくれしてしまうと思うんですね。ですから、今後はぜひ市議会の中でも議会改革等の特別委員会をつくるように、お互いに本当に、党どうのこうの、会派どうのこうのというセクト主義に陥らずに、全体的にはやっぱり住民の利益、住民自治を確認していく、こういうことで一緒に取り組んでいければ一番いいんじゃないかというふうに思っておるところであります。

以上で賛成討論をさせていただきますけれども、なお、私の基本的態度は、第65号議案も同様であることをこの際申し添えておきたいと思えます。以上であります。

議長（小川勝範君） 西岡さん、今は賛成討論ですか。

〔「賛成討論です」と4番議員の声あり〕

議長（小川勝範君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第58号瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第59号瑞穂市ふるさと応援寄附条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第60号瑞穂市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第61号瑞穂市許可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第62号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第64号公益法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第65号瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第66号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第69号平成19年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） この議案第69号平成19年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員会に付託しております。その委員長報告によりますと、いろいろ詳しく審査

をしたと。審査の過程の報告の中で、いろいろ概要報告を聞いたわけでありますが、基本的には総務委員会に付託しておりますので、どういう紛糾があろうとも、どういう意見があろうと、突っ込んで大いにやっていただくことはしていかなきゃならんわけでありますが、最後に全員賛成ではなかったと、一部賛成できないということで、委員長報告の中で賛成多数で可決したという報告でございました。多少のことは委員長報告の中でされておりますが、最後まで調整できなかつたと、反対者が出たということについては、どういう部分が最後まで賛成できないということになったのか、詳しく委員長報告の中で聞いておりませんので、私が理解しなかつたのかどうかわかりませんが、詳しく御審査の内容をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 今、山田隆義君からの質問でございますが、御案内のとおり、かつてない議案がたくさんございまして、真剣にいろいろと審査しましたが、今急に言われましても、ちょっと浮かびませんが、ちょうど西岡一成君も総務常任委員会の一員でございますので、僭越でございますが、あのときは西岡一成さんでございましたでしょうか。私の方からお伺いしますが、そうございましたね。そうであれば、西岡一成さんから答弁させていただきます。よろしゅうございますか。お願いします。

議長（小川勝範君） 総務委員長、ちょっとそれは認めるわけにいきませんので……。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 総務委員長。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 私は、本当のその委員の気持ちを訴えた方が山田隆義議員には納得できると、こう私は判断しましたのですが、私はその点はあまり時間をかけて審査しなかつたという、何回でも私は足を運ばんことはございませませんが、それではいけませんので、山田議員の今了承を受けましたんですが、その辺議長、お取り計らいをいただければありがたい、こんなふうに思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） ちょっとお話しさせていただきます。

私は、総務常任委員会へ付託しておりますので、当然その職務において議論を深くされたと思うんですよ。その結果、基本的には、私は最後に全員賛成で可決したという報告があるものと思っておるのが常識だと思うんですね。しかし、最後まで反対だということになりますと、総務常任委員会の権威を重要視するならば、私どもは総務常任委員会に入っておりませんので、それほどまでの重要事項がどこにあったのかということをお聞きしたいということでありまして、基本的には、私は総務委員長をああじゃこうじゃといって答弁を苦しませる気持ちはさらさらございせんので、中身を聞きたい。中身を聞いた結果、基本的にはどういう内容があろうと

も僕は賛成をします。だから、中身を聞きたいだけです。あからさまに紛糾させるつもりではございませんので、総務委員長が答弁しにくい部分があるので、委員の中でかわって答弁していただくということをおられるわけですから、私は理解しますので、議長、取り計らってください。

議長（小川勝範君） 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 私も山田議員のことが私の頭にははっきりと浮かびませんが、私、今申し上げておるのは、私どもは賛成多数でこれを可決してある。それに対しては御理解いただけますわね。その中身のことでしょう。中身のことは、いろいろとやりましたが、私も今言いました、即そのことを言うより、本人がお見えになるもんで、本人も承知していただいておりますので、そのようなことを私は申し上げた。そのようなことでございますので、私、席へ戻ってから、休憩を議長に求めますので、よろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 議事の都合よりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時16分

再開 午後 3 時33分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 大変な時間を恐縮でございました。

今いろいろと調べましたところ、先ほど私が委員長報告をしましたそのままの文句でございますので、もう一度朗読させていただきますので、山田議員さん、よろしくお聞き願いたいと思います。

この前に文言がございますが、「この後、討論に移り、1人の委員から、当初予算の段階で給食センターや保育所の用地の件で反対していた。また、入札の予定価格を前市長が公表されなかったとの反対討論がありました。賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で認定しました」ということで報告しましたが、再度報告しましたので、御理解のほどお願いいたします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、本案に反対の立場から討論を行いたいと思います。

山田議員は、総務常任委員会の審査の経緯からすれば、全会一致となるものと思っていたと。それは本人の御自由でありますけれども、実際はそうはならなかったんですね。

それはなぜかという、一つは、19年度の当初予算の中で、給食センターの場所の問題。もっとほかに安いところがあるんじゃないか、何も今の場所につくらなくても。さらには別府保育所の問題につきましても、あの場所につくらなくてもいいじゃないか。つまりもとの場所があるわけですね。そういう問題があります。そして、入札の事後公表の問題で、まだ新しい市長になってから確認をした経緯がございませぬけれども、前市長の場合には、入札が終わった後でも本会議場で提案する段階では報告をしない。それはまだ、入札は終わったけれども契約をしていないから、もし契約できなかつたときに困るからという理由で公表はされなかつたんですね。ですから、何回主張してもそのことをかたくなに拒否されたというふうなことも、これは反対するほかないということになったわけですね。

さらにもっと言えば、そこまで細かいことは反対討論の中では突っ込んでなかつたと思うんですけども、いわゆる談合情報が、給食センター、さらには別府保育所の建設については寄せられていたと。3回とも入札の結果、最下位が同じ業者で決まっていた。まさに1位不動の原則そのものです。まして今までの例からすると、3回も一緒になっているというような事例はあまりなかつたような気がするんですね。そういうことも含めて、当初予算に対しては反対をした。決算というのは、その予算の執行でありますので、その予算に反対して執行に賛成をするということにはならないということで、一般会計の決算については、もちろん中にはいろんな賛成する部分もあるんですけども、反対するところがそういうところであれば、結果として一般会計には反対という立場でそういう態度をとったわけなんですね。ですから、そういう観点から、本議案につきましても反対という立場をとった次第でございます。まことに簡単でございますけれども、反対討論にさせていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 私は、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

この議案第69号は、平成19年度の一般会計歳入歳出決算の認定ですね。いわゆる去年の4月1日から20年3月31日までの決算を、きちっと監査を経て、それを認めるか認めんか、半年後のこの議会で提案されておるわけですね。ここが問題なんですよ。19年度の当初予算は、去年の3月議会で前の松野幸信市長のもとに予算を出されて、議会で議決したと。6月から堀市長が誕生して、前の予算を修正もせずそのまま、いろいろ問題があるにしても執行されておつた。堀市長の本格予算じゃないわけですね。けども、是は是として、継続事業としてやっ

てこられたと。であるならば、ここに来て西岡議員は断固として筋を通すということならば、今年の4月に初当選された議員じゃございません、古参議員の中に入っております。だとするならば、ここに来て、堀市長を応援された人なんですね。ここに来て、それは認めないと。堀市長は、前の予算であったとしても、不本意であったとしても、継続事業になっておるので予算執行を逐次やってこられたわけですね。それに対して、断固として認められないというならば、途中で、堀市長、これはだめだよと。理由としては、こういうこととこういうことがあるので、給食センターの位置の問題、単価の問題、保育所の位置、東にあったわけですが西側へ持ってきたと。このときもいろいろ意見が出ておりました。入札のことについても、西岡議員はいろいろ賢明な判断で力を入れておられますが、それを是として、不平不満があろうとも、是として堀市長の誕生を応援された人だと思っていますし、その後、堀市長は継続事業として不本意であったとしてもやられておるといふ経緯から判断したら、総務委員会でいろいろ深く議論を交わしていただくことは御自由であります、過去の経緯、今後の堀市長の使命感を果たすためにも、それから総務委員会の権威を認めるためにも、僕は賛成をしていただきたかった。それを反対討論として、私個人の見解だと。個人の見解かも知れませんが、総務委員会じゃなければ私はあえて言いませんが、総務委員会に属しておられますので、総務委員会は予算関係の重要な審査をするところでございますから、大いに審査をしていただくことは結構ですが、総務委員会に入っておられない方であれば僕はとやかく言いませんが、入っておられるわけですから、議論を高めていただくことはやっていただかなきゃいかん。何でも賛成、何でも賛成ではあきませんよ。そりゃあ西岡さん、賢明な判断をされたと思います、僕はそこが惜しかったと思うんです。堀市長の賛成をした人でありながら、おまけにここまで来て認められないというならば、その途中で、堀市長に、こんなもの仕事をやってもらったらあかんよと、何でとめられなんなんですか。私はそういう経緯から判断しても、西岡議員と同一に見られる部分があるかも知れませんが、全然違う部分もありますので、この件については、内容は不本意な部分があるかも知れませんが、唯一賛成論者として賛成の意見を出させていただきます。全員の方が一人でも多く、いろいろ意見があっても、そういうことは詳しく説明しておりますので、ここでわかったということで、全員の方が賛成をして議決をお願いしたい。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立多数です。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第77号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 総務常任委員会の閉会中の継続審査の件

議長（小川勝範君） 日程第29、総務常任委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

総務常任委員会から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第30 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第30、発議第7号学校耐震化に関する意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

14番 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 議席番号14番 若井千尋でございます。

ただいま議長のお許しをいただきまして、意見書を提出させていただきます。

藤橋礼治議員、広瀬武雄議員、堀武議員の賛成をいただきまして、学校耐震化に関する意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は、朗読をもってかえますので、よろしくお願いいたします。

学校耐震化に関する意見書。

学校施設の耐震化については、さきの国会で「地震防災対策特別措置法改正案」が成立し、国の緊急措置が大幅に改善されたところである。

各地方自治体においても、積極的な取り組みが始まっているが、あわせて各自治体の厳しい財政状況の中で、苦慮している実態も事実である。

よって、国においては、今回の緊急措置にあわせて、下記の事項について対策を講じられるよう強く求める。

記1．地震災害が続く中で、児童生徒の安全を確保するため、すべての公立学校の耐震化を実施するための所要の予算を確保すること。

2．地方自治体の財政状況などを勘案の上、3年間の時限措置となっている補助期間の延長を検討すること。

3．補助率のかさ上げが行われたが、実際の工事単価との格差により自治体負担が増嵩している実態も見られるため、改築や新增築などに当たっても、補助単価の補正ルールなどの設定を行い、きめ細かな対策を講じること。

4．耐震診断も行われていない施設も多く、耐震診断のみの実施についても補助率のかさ上げなどを検討すること。また、1次診断と2次診断の結果により補助率の変更がないよう配慮すること。

なお、提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣でございます。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

以上、よろしく御審議の上、御賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、発議第7号は原案どおり可決されました。

日程第31 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第31、発議第8号雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

14番 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 議席番号14番 若井千尋でございます。

ただいま議長のお許しをいただきまして、意見書を提出させていただきます。

藤橋礼治議員、広瀬武雄議員、堀武議員の賛成をいただきまして、雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は、朗読をもってかえますので、よろしく願いいたします。

雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書。

雇用促進住宅については、規制改革3ヵ年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒しで廃止することとされ、本年4月1日付で廃止決定された650住宅について、退去を求める入居者説明会などが開催され、現場に多くの混乱が生じている。

各自治体などでは公営住宅の優先入居の取り扱いを行うなど取り組みが進められているが、とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安が生じている。

よって、国においては、下記の事項について対策を講じられるよう強く求める。

記１．現在、雇用促進住宅へ入居されている方々への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実すること。

２．定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるよう入居者説明会を急ぐこと。

３．公営住宅への優先入居の措置に加え、入居基準についても柔軟な対応を行うこと。

４．長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。

なお、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

以上、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、発議第8号は原案どおり可決されました。

日程第32 発議第9号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第32、発議第9号道路財源の「一般財源化」に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

19番 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 議席番号19番、新生クラブ、若園五朗。

道路財源の「一般財源化」に関する意見書。

提出者 若園五朗、賛成者3名でございます。広瀬時男議員、若井千尋議員、棚橋敏明議員をもって意見書を提出します。

内容につきましては、趣旨説明の朗読をもってかえさせていただきます。

道路財源の「一般財源化」に関する意見書。

本年5月13日に「道路特定財源に関する基本方針」が閣議決定され、これまでの道路特定財源を「一般財源化」することが政府の方針として示されたが、地方では、防災対策、通勤・通学、救急医療などの面においても、依然として道路整備が必要であり、また、過去に整備した道路に関する公債費・維持管理費の増大や老朽化した橋梁やトンネルの維持補修などさらに財源を要する状況である。

道路財源の「一般財源化」を検討するに当たっては、こうした道路整備や維持管理等に支障が生じないように、必要な財源を確保していることが必要と考える。とりわけ、地方においては現在の道路特定財源が4割程度にとどまっていることも勘案の上、国においては、下記の事項について対策を講じるよう強く求める。

記1．道路財源の「一般財源化」に当たっては、地方税分及び譲与税分、さらには、交付金、補助金として地方に配分されている財源について、地方枠として維持すること。

2．改めて各地方団体に配分する場合の枠組みについては、これまで道路整備がおくれている地域により重点的に配分するよう配慮すること。また、地方の自由度を拡大するような新型交付金などの創設を行うこと。

3．本年度の暫定税率の失効等に伴い発生した歳入欠陥等については、全額を地方特例交付金により補てんするなど、適切な対策を講じること。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

内容を皆さんで御審議いただき、御賛同をお願いします。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第9号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決します。

発議第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第33 発議第10号について（提案説明・質疑）

議長（小川勝範君） 日程第33、発議第10号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番 小寺徹でございます。

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を提案いたします。

賛成者に、土田裕、松野藤四郎、山田隆義、西岡一成、4名の方の賛同を得て提案をさせていただきます。

趣旨説明は、後期高齢者医療制度はこの4月から発足をいたしました。4月の瑞穂市の市会

議員選挙でもこのことが大きな話題になりました。

私のところへもお年寄りの方から次のような声が寄せられておることを紹介し、趣旨説明をしたいと思います。

80歳の方が私のところへ手紙を寄せられまして、今わずかな年金をもらっておると。現在まで介護保険料を年金から天引きされておったと。今度また4月から後期高齢者医療の保険料を徴収するということが役場から来た。年金がますます少なくなってしまうと。年寄りや死ねということかというような怒りの手紙が来ました。

また、街宣をやっておりまして、2人のお年寄りの方が近づいてみえまして、私たちは今まで国民年金をずうっと納めていたと。ようようもらえるようになったら、介護保険料を引かれるようになって、国民年金ですから非常に少ない額から引かれると。今度また後期高齢者医療の保険料が引かれると。今まで納めていたやつがまたもらえなくなって取られてしまうと。政府にだまされたんじゃないかというような怒りの声が聞こえてまいりました。そういう点では、この制度を廃止するために頑張ってもらいたいと激励を受けたところでございます。

そういう立場の声を反映して、今回この意見書を提案することにしたいと思います。

提案の内容については、朗読をして提案をさせていただきます。

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書。

平成18年6月に成立した医療制度改革関連法により、本年4月から、75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が実施されることになった。

この制度は、高齢者に新たな負担が生じること、年金から保険料が強制徴収されること、保険料を払えない場合は保険証を取り上げ、一たん窓口で医療費を全額負担させること、また2年ごとに保険料が見直しをされ、将来さらなる負担増が予想されるなど、数々の問題を含んでいる。

高齢者の生活は一層厳しさを増してきており、本制度が実施されれば過酷な負担がさらに追い打ちをかけ、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼし、我が国の繁栄に尽くしてきた人々の老後を脅かすことは必至である。

よって、国においては、高齢者に大幅な負担増をもたらす、生存権を脅かす後期高齢者医療制度の廃止を強く要望する。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長の4名の方に提出をさせていただきます。

皆さんの御賛同をよろしく願います。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第10号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 発議第10号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、提出者は小寺徹議員でございました。私は、この議案に対して賛成者になっておりますので、名前が出ておる以上、その質疑の経緯の中に意見を申し上げたいと思います。

これは、報道等に政局の左右にかかわるような関心のあることは御承知のことですが、結果、中身を見ておりますと、自民党と民主党と、行くところは一緒なんですね。行くところは一緒なんだけど、結局は自民党が政権を取ってつくった案だで気に入らんと。民主党は民主党で、政権を取らんがために争点を明確化せないかんもんですから、だから廃止だと。結果、麻生総裁になってからどうなったかという、麻生首相は、後期高齢者医療制度は、総論的には、7割ぐらいはこの制度を活用すると非常にいいことなんだと。それを廃止した場合は、どれくらい恩典があることが全部ゼロになりますよということなんですね。だから、ひずみの二、三割のところを慎重に研究して、皆さんにサービスが低下しないように修正をしようということで、見直しになっておるわけですね。

議長（小川勝範君） 山田議員、今は質疑中でございますので、山田さんは賛成者になって…
…。

9番（山田隆義君） だから、私は、この議案第79号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてというところで、私はどっちも採決に参加しないということで棄権しました。棄権しましたが、この賛成者に入っておりますので、名簿が記録の中で永久保存になる以上、私は、記録はこっちに出しておりますが、態度は後の発議第11号後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の方で賛成をいたしますので、その由、御理解をいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 今、山田議員の質疑については、ちょっと質疑じゃないですね。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 答弁者、小寺徹君。

13番（小寺 徹君） ただいま山田議員の方から、賛成者としては辞退をしたいという申し入れがございました。提案前までそういうことを全然聞いておりませんし、賛同を得られるということで承知をしてきょうこの提案をし、名前も朗読したわけでございますので、先ほどの私の提案の中で、「賛成者 山田隆義議員」については削除していただくように、議長の取り

計らいをよろしくお願ひしたいと思います。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時16分

再開 午後 4 時47分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりましてあらかじめ延長します。

お諮りします。ただいま小寺徹君から、本日提出されました後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、訂正をしたいとの申し出がありました。後期高齢者医療制度廃止を求める意見書について訂正の件を日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について訂正の件を日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第 1 発議第10号について訂正の件（説明・採決）

議長（小川勝範君） 追加日程第 1、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について訂正の件を議題とします。

小寺徹君から理由の説明を求めます。

13番 小寺徹君。

1 3 番（小寺 徹君） 議席番号13番 小寺徹でございます。

先ほど提案いたしました後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、山田隆義議員を賛成者にしましたが、辞退の申し出がございましたので、その削除をしていただくよう訂正を求めます。以上でございます。

議長（小川勝範君） これで訂正理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について訂正の件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について訂正の件を承認することに決定しました。

事務局、新しい意見書を配付してください。

〔新意見書配付〕

日程第33 発議第10号について（質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 既に趣旨説明は終わっておりますので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決いたします。

発議第10号を原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立少数です。したがって、発議第10号は否決されました。

日程第34 発議第11号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第34、発議第11号後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席ナンバー8番 広瀬武雄でございます。

議長のお許しをいただきましたので、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書について、地方自治法第99条の規定に基づき、ただいまの意見書の議案を別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

なお、趣旨説明につきましては、朗読をもちましてかえさせていただきますと存じます。

平成18年6月の健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の後期高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が、本年4月1日から導入されました。

この制度は、高齢者の医療費を社会全体で支える新たな公的医療保険制度として創設され、都道府県ごとにすべての市町村が加入し設置した広域連合が運営を行っているということでございます。

この制度の運用に当たりましては、高齢者に配慮した懇切丁寧な説明や準備が十分ではなか

ったことなどから、高齢者を75歳で分ける仕組みを初め、保険料の年金からの天引きという手法、保険で受けられるサービスの制限、さらには、所得が低い方の保険料が増加するケースへの対応など、広く国民から不満や疑問の声が上がったところは、御承知のとおりでございます。このため、国においては、所得の低い方の保険料の軽減策や、保険料を口座振り込みによる納付を可能とするなど、制度の円滑な運営のための改善措置等について順次検討されているところであります。

一方、高齢者医療拠出金の負担増により健康保険組合の解散を招いた事例も発生し、健康保険組合の収支への影響を危惧する見方もあるように、制度の健全運営のために必要な財源確保についても、解決しなければならない大きな課題となっております。

これらを踏まえ、国は、国民に制度の意義を十二分に理解してもらおうと同時に、医療に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要があります。

よって、国においては、高齢者が安心して医療を受けることができるようにするため、低所得者へのより一層の配慮を大原則に、制度導入後の状況、多方面への影響等を十分把握・検証し、地方に財政負担を転嫁することなく国の責任において、早急に必要な措置を講ずるよう強く求めるものでございます。

提出先は、参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣でございます。

先ほど、御賛同いただいた議員のお名前を申し上げてなかったような気がいたしますので、前後いたしました。私が提出者、賛成者は、若井千尋議員、藤橋礼治議員、広瀬時男議員、星川睦枝議員、以上4名の賛成者を得まして提出させていただきます。よろしく御審議いただきますとともに、御賛同を賜りますことをよろしくお願い申し上げます。以上でございます。議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第11号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、発議第11号後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

何といっても反対の大きい理由は、制度そのものは存続させるという点です。私たち改革は一貫してこの後期高齢者医療制度に反対してまいりましたが、その内容は、まず広域でやること。医療費が上がった場合は、ほぼ自動的にと言ってもいいように保険料も値上がること、つまり制度はそのままに、ほかの制度に変えるというようなことは初めから考えていないこと。二つ目に、75歳以上を切り離すこと。三つ目に、扶養をなくし、家族で今まで世帯主が払っていたものも75歳以上の本人から天引きをするということ。そして、最近報道されていますように、健保組合、西濃運輸のときは、地域の組合でありましたので大変大きなショックがありましたが、健保組合が相次いで存続が脅かされております。最近のテレビ報道によりますと、44%の健保組合が存続が危ういとなっております。改善と言われますが、こういうものを出し、また自民党が改善を約束しているもの、ひとえに総選挙を意識してのことではないでしょうか。後期高齢者医療制度に反対が相次ぐや、「長寿医療制度」というふうに言葉のイメージだけ取り込んだ、こういうものと変わらないような改善になるのではないかと私には思われます。

財源のことが言われますが、自民党は一貫して法人税は下げてまいりました。そして、ソビエト崩壊後、先進国はいずれも軍事費を下げ続けているのに、日本だけはふやし続けております。財源がないとは思えません。抜本的に廃止し、抜本的に制度をつくりかえると、見直すということの方が、75歳以上の人々、あわせて私たちもそれにつながって生活しているわけですから、人々の暮らしを脅かさないような別の方法を考えるべきだと思っておりますので、改善という一見その言葉だけ見れば、改善するんならいいやというふうになりそうですけれど、それは長寿という言葉と同じような内容ではないかと私は危ぶみますので、反対討論とさせていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 19番 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 19番 若園五朗、新生クラブでございます。

後期高齢者医療（長寿医療制度）の改善を求める意見書の賛成討論をさせていただきます。

この制度は、皆さん御存じのとおり、本年4月から施行されておるわけでございますけれども、今回の新しい高齢者医療制度の中で、昭和60年において16兆円の医療費の中で、25%が75

歳以上の医療費に使われています。また平成17年度においては33兆円の医療費が使われておる中で、75歳以上は35%の医療費を払っております。33兆円は、国民所得の伸び率と同じ割合で医療費に大きなお金が出されておるということで、今回の国の施策であります高齢者の75歳以上を分けることによって、ある程度の医療負担をするということでございます。皆さん御存じだと思いますが、今言っている2004年には、75歳以上は1割、2030年の22年後においては5人に1人が75歳以上になり、2050年、42年後には4人に1人が75歳以上の人口に値します。

そうした中で今回の長寿医療制度を創設されたわけですけれども、75歳以上の負担を国民全体で支える仕組みでありますけれども、年齢の中で65歳から74歳、国保に今まで加入しておった人が83%あるということ、今回そういうことで75歳以上が分かれた経緯がございます。舛添要一厚生労働大臣が言ってみえる、今回の麻生首相になられた中身の中で、75歳以上の区分けをしない、あるいは年金から天引きしないという、国民といろいろ議論する中で、今後いろいろと変えていく中で新しい医療制度を改革していくということ、この制度をスタートしてすぐ廃止するということは非常に大混乱になるということでございますので、今回いろいろ均等割の軽減とか、あるいは所得割の軽減が盛り込まれておりますので、今回の意見書の内容に十分御理解いただいて、賛同者の同意を求めたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決します。

発議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立多数です。したがって、発議第11号は原案どおり可決されました。

日程第35 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（小川勝範君） 日程第35、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題とします。

土地財産特別委員会の継続調査事件となっております土地財産管理状況について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告したいとの申し出がありますので、これを許可します。

土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗君。

土地財産調査特別委員長（若園五朗君） 土地財産調査特別委員会の実施状況について報告させていただきます。

本委員会は、平成20年第2回定例議会（6月議会）において、合併前から旧2町において取得し、未利用の状態では保有している市有地の普通財産について、その有効利用あるいは処分について、8名の委員構成で設置され、調査・協議することとなりました。

その後、第1回目を平成20年6月24日に開催し、土地財産の一覧表・図面など関係資料の提出を求め、その維持管理状況・経過について説明を受けました。その内容は、行政財産に位置づけられているが整備ができていない土地、普通財産として管理し未利用地の土地、公共事業整備の残地などで103筆となっております。今後、これらの物件のうち、行政財産、普通財産の未利用地をどのような扱いとするのか協議するため、物件の抽出をし、次回に現況確認することとなりました。

第2回目は平成20年7月15日に開催し、抽出された未利用地34件の現地確認を実施いたしましたが、熱心な調査により29件の確認しかできず、残りは次回の委員会で再度行うこととし、第2回の委員会を閉じることとしました。

第3回目は平成20年8月20日に開催し、前回未確認の5件について詳細に現地確認を実施しました。その後、庁舎に戻り、委員会を開き、34件についてどのように利用するか、利用が見込めない物件については処分を検討するのかなど、全員から活発な意見が出されました。結果、いずれにしても1件ごとに検討する必要があるため、現況地目別、さらに優先順位を付するなど協議物件を分別し、今後、地元地域あるいは隣接地権者等、総合的な視野に立って協議を進めることとし、第3回委員会を閉会しました。

以上、本委員会が設置されてから3回開催しました内容を述べさせていただき、中間報告とさせていただきます。平成20年9月26日、土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗。

議長（小川勝範君） 質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。御苦労さんでした。

閉会 午後5時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年9月26日

瑞穂市議会 議長 小川 勝 範

議 員 松 野 藤四郎

議 員 土 田 裕